

# 重要事項説明書

## 1. 当事業所の特徴

### ① 目的

要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な訪問看護等を提供していきます。

### ② 運営の方針

当訪問看護ステーションの運営に当っては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 城山みなみ訪問看護ステーションの概要

### (1) 事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	城山みなみ訪問看護ステーション
所在地	東京都八王子市高尾町1610番地
介護保険指定番号	東京都 第136990010号
サービスを提供する地域	高尾町 裏高尾町 廿里町 館町 狭間町 初沢町 南浅川町 櫛田町 西浅川町 東浅川町 散田町 めじろ台 寺田町 緑町 山田町 小比企町 みなみ野 台町 子安町 万町 (上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい)

### (2) 当事業所の職員体制

職種	職務内容	人数
管理者(看護師)	事業所管理及び訪問看護業務	1名
看護師・准看護師	訪問看護業務	2.5名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	訪問リハビリテーション業務	若干名
事務員	総務・経理事務	若干名

### (3) 営業時間

月曜日～金曜日	9時～17時
土・日曜・祝日・12月29日～1月3日	休業いたします

※営業時間以外の緊急時には携帯電話で対応いたします。

(携帯電話のご利用は、緊急時訪問看護加算サービスご利用者のみに限ります)

※災害、悪天候などにより、職員が訪問することが困難と判断した場合は、利用者に同意を得ることなく訪問を中止することがありますのでご了承ください。又、通信障害等で電話が繋がらない事があります。

## 3. サービス内容

### (1) サービス内容の種類

- ①病状及び障がいの観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事・排泄等日常生活の世話
- ④褥創の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置
- ⑪口腔の健康状態の確認および歯科専門職との連携

※サービスの内容は、利用者の状態・必要に応じて組み合わせられます。

### (2) 職員について

あなたはいつでも職員の変更を申し出ることができます。

## 4.利用料金

### (1)利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、介護保険負担割合証に応じた金額になります。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

- ※ 基本料金及び加算の料金については、別紙料金表を参照してください。
- ※ 表の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ あらかじめ利用者の同意を得て、「緊急時訪問」を必要に応じて行なう場合については、緊急時訪問看護が加算されます。月 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の加算が追加されます。緊急時訪問看護加算は支給限度額管理の対象外となります。
- ※ 特別な管理を必要とする利用者：特別管理加算Ⅰ（500 単位/月）在宅悪性腫瘍指導管理等受けている状態や留置カテーテル、気管カニューレを使用している状態等 特別管理加算Ⅱ（250 単位/月）在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥そうの状態にある者や人工肛門など設置している状態に対し、計画的な管理を行なった場合は、特別管理が加算されます。特別管理加算は支給限度額管理の対象外となります。
- ※ 特別管理加算を算定する利用者に対し、1 時間 30 分以上の訪問を行った場合、長時間訪問看護加算を算定します。
- ※ 在宅で死亡した場合（24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を実施し、かつ、人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン等の内容を踏まえ、利用者本人、家族と話し合いを行い、本人の意思決定を基本に関係機関と連携の上ターミナルケアを行った場合は、当該月にターミナルケア料が加算されます。
- ※ 入院中、入所中の者に対して、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合は退院、退所後の初回訪問看護時に 1 回退院時共同指導加算を算定します。（特別な管理を要するものである場合は 2 回）
- ※ 新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合初回加算を算定します。（退院時共同指導を加算する場合は対象外となります。）
- ※ 介護職員の特定行為（痰の吸引、経管栄養）が必要なご利用者様は、訪問介護事業所と連携して計画書作成や訪問介護職員に対する助言等の指導を行った場合、看護と介護の連携強化加算を算定します。
- ※ 複数名で同時に訪問看護を行う場合所定の加算が算定されます。
- ※ 当ステーションは厚生労働大臣が定める基準に適合しているとしてサービス提供体制強化加算Ⅰの届け出をしております。1 回の訪問に加算されます。（サービス提供体制強化加算とは、研修等を実施し、かつ看護師等の総数のうち勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上であることを条件で加算されるものです）
- ※ 当ステーションからの訪問リハビリは、訪問看護の業務の一環として理学療法士等を看護師の代わりにさせる訪問の為、定期的な看護師の訪問を実施し、看護職員とリハビリ職員が連携し計画書を作成、サービスを提供していきます。
- ※ 退院当日の訪問は、主治医が必要と認める場合、算定します。
- ※ あらかじめ利用者の同意を得て口腔の健康状態の評価を実施した場合において歯科医療機関及び介護支援相談員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り所定の加算が算定されます。

(2)交通費 その他の費用

①八王子市内の場合の交通費	無料です。
②八王子市外の場合の交通費	電車バス等の場合(往復) 利用した交通機関の実費をいただきます。
	事業所車両の場合(往復) ・通常の実施区域を越えた場所から 10km 未満は 300 円 ・10～20km 未満は 600 円 ・20km 以上は1km 増す毎に 35 円増し
③サービス実施記録複写物の費用	1 枚につき 50 円。その都度、お支払い下さい。
④利用者の居宅において、サービス実施のために使用する衛生材料の実費	利用者の負担
⑤死亡時の処置代	10,000 円

5.緊急時、事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故や容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医・ご家族、ケアマネジャー等へ連絡致します。事故発生時は、事故の状況及び採った処置について記録します。

サービスの提供に伴い、事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

6.サービス内容に関する苦情

当事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する要望、苦情等に対し下記手順に従い適切に対応します。

(1)当事業所利用者相談・苦情担当

電話番号 042(667)0666 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時 責任者 菊池 朋美 (土・日曜・祝日・年末年始を除く)
---

【苦情処理を行う為の処理体制、手順】

苦情、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対策を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

苦情又は相談については事業所として苦情相談の内容、経過を記録し、原因の分析、再発防止の取り組みを行います。また、事業所で解決困難な場合は保険者と連携し迅速な対応を行います。

## 当事業者外苦情相談窓口

### (1) 国保連合会の苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

### (2) 八王子市高齢者福祉課相談窓口

電話番号 042-620-7420 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

## 7.情報の公表

事業所は、利用者が自ら介護サービス事業者を適切に選択できるよう「介護サービス情報の公表」制度に基づき、提供する介護サービスの内容や運営状況等を公表します。

## 8.サービスの質の向上に対する取り組み

- (1) 事業所は、自らが提供するサービスの質の評価を行い、改善を図ります。
- (2) 事業所は、ISO9001認証事業所です。ISO要求事項に基づき、一般内部監査、法令遵守専門内部監査を実施します。また外部機関により、定期的に事業所の運営状況が審査されます。このため東京都福祉サービス第三者評価を受審していません。
- (3) 事業所は、利用者・家族に対し、定期的に利用者満足度調査を実施します。

## 9.ハラスメント対策の強化

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者やその家族等から受けるものや職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

## 10.高齢者虐待防止の推進

- (1) 事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するための担当を置き、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
  - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
  - ③ 事業所において、従業員に対して、虐待の防止を図るための研修を定期的に実施します。

## 11.感染症や災害への対応

- (1) 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的に開催します。
  - ② 事業所において、感染症の予防及びまん延予防のための、研修及び訓練を定期的に実施します。

## 12.法人の概要

- (1)名称と法人種別 名 称:八王子保健生活協同組合  
法人種別:生活協同組合
- (2)代表者名 代表理事 杉本 淳
- (3)法人所在地 東京都八王子市元八王子町 3 丁目 2872 番地 1  
電話番号:042(661)4413 FAX:042(661)4473

### (4)担当事業所以外の事業所

城山病院(介護療養型医療施設) 訪問リハビリ結生 通所リハビリ結生  
はちせい健友クリニック 城山訪問看護ステーション  
城山介護サービス 城山介護 24 時間サービス 城山介護 24 時間サービスサテライト  
通所介護いきいきラウンジ爽杜 地域密着型通所介護いきいきラウンジ栄杜  
小規模多機能 快杜 小規模多機能サテライト 悠杜  
居宅介護支援事業所たかお 居宅介護支援事業所だいらく 福祉用具サービスこもれび  
八王子市高齢者あんしん相談センター高尾(八王子市地域包括支援センター高尾):八王子市受託事業  
八王子市高齢者あんしん相談センター元八王子(八王子市地域包括支援センター元八王子):八王子市受託事業  
八王子市シルバーふらっと相談室・館ヶ丘 :八王子市受託事業  
サービス付き高齢者向け住宅ディーフェスタ(D-festa)高尾  
サービス付き高齢者向け住宅ディーフェスタ(D-festa)めじろ台

以上、八王子市内に 20 ヶ所

# 訪問看護契約書

\_\_\_\_様（以下、利用者）と城山みなみ訪問看護ステーション（以下、事業者）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護、または介護予防訪問看護について、次の通り契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って適正な訪問看護・訪問リハビリテーション・予防訪問看護・予防訪問リハビリテーション（以下、訪問看護等）を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の30日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（訪問看護等の計画）

事業者は、利用者の状況と希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護等の計画」を作成します。事業者は、この「訪問看護等計画」の内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得た後に、その計画書を交付します。

## 第4条（訪問看護等の内容）

1. 利用者が提供を受ける訪問看護等の内容は「契約書別紙」に定めたとおりです。事業者は、「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
2. 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護等の計画に沿って「契約書別紙」に定めた内の訪問看護等を提供します。
3. 第2項のサービス従事者は、保健師・看護師・准看護師または理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護補助者です。
4. 訪問看護等の計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「契約書別紙」を作成しそれをもって訪問看護等の内容とします。

## 第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条(料金)

1. 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して利用者に届けます。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月に支払います。
4. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
5. 消費税の変更や、介護報酬の変更がされた場合は利用料の変更があります。

## 第7条(契約の終了)

1. 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
  - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス料金支払が3ヶ月以上遅延した場合
  - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

## 第8条(秘密保持)

1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。
3. 事業者は、個人情報保護に関する法律に従い、当法人で利用目的を定め、個人情報の保護に対応します。

## 第9条(緊急時の対応)

事業者は、訪問看護等を実施中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

#### 第 10 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

#### 第 11 条(事故発生時の対応)

1. 事故発生時は市町村、家族、ケアマネージャーに連絡し必要な措置をとります。又事故の状況及び採った処置について記録します。
2. 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

#### 第 12 条(身分証携行義務)

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第 13 条(連携)

1. 事業者は、訪問看護等の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接連携に努めます。
2. 事業者は、契約の内容が変更された場合または契約が終了した場合は、介護支援専門員に連絡します。

#### 第 14 条(本契約に定めのない事項)

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第 15 条(ハラスメント対策の強化)

事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者やその家族等から受けるものや職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

#### 第 16 条(高齢者虐待防止の推進)

1. 事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するための担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ②事業者における虐待の防止のための指針を整備します。
  - ③事業者において、従業者に対して、虐待の防止を図るための研修を定期的実施します。



#### 第 17 条(感染症や災害への対応)

1. 事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
2. 事業者は感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。
  - ①感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的開催します。
  - ②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための、指針の整備を図ります。
  - ③事業者において、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 第 18 条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

# 訪問看護契約書別紙(2024年6月介護報酬改定に伴う利用料の変更)

1.訪問看護・リハビリの予定

2024年6月1日～適用

< 訪問看護等の週間予定 >

訪問看護	回/週・隔週	回/月
訪問リハビリ	回/週・隔週	回/月

2.利用料(概算)

利用項目	単位数 (単位)	自己負担分(円) 全て1回につき(概算)*1		
		1割	2割	3割
訪問看護 I 1(20分未満)	<u>314</u>	<u>347</u>	<u>694</u>	<u>1,041</u>
訪問看護 I 2/(30分未満)	<u>471</u>	<u>521</u>	<u>1,041</u>	<u>1,562</u>
訪問看護 I 3/(1時間未満)	<u>823</u>	<u>910</u>	<u>1,819</u>	<u>2,729</u>
訪問看護 I 4/(1時間半未満)	<u>1,128</u>	<u>1,247</u>	<u>2,493</u>	<u>3,740</u>
訪問看護 I 5/リハビリ20分×1回)	<u>294</u>	<u>325</u>	<u>650</u>	<u>975</u>
訪問看護 I 5/(リハビリ20分×2回)	<u>588</u>	<u>650</u>	<u>1,300</u>	<u>1,950</u>
訪問看護 I 5/(リハビリ20分×3回)	<u>794</u>	<u>878</u>	<u>1,755</u>	<u>2,633</u>
サービス提供体制加算 I (支給限度額管理の対象外)	6/1回	7	14	20
緊急時訪問看護加算(支給限度額管理の対象外)*2	<u>600</u>	<u>663</u>	<u>1,326</u>	<u>1,989</u>
特別管理加算(支給限度額管理の対象外)*2 I)	500	553	1,105	1,658
II)	250	277	553	829
退院時共同指導加算	600	663	1,326	1,989
初回加算(退院日当日)	<u>350</u>	<u>387</u>	<u>774</u>	<u>1,161</u>
初回加算(退院日翌日以降)	300	332	663	995
看護・介護職員連携強化加算	250	277	553	829
看護体制強化加算(月額) I)	<u>550</u>	<u>608</u>	<u>1,216</u>	<u>1,824</u>
II)	<u>200</u>	<u>221</u>	<u>442</u>	<u>843</u>
口腔連携強化加算	<u>50</u>	<u>56</u>	<u>111</u>	<u>166</u>
複数名訪問看護加算(I) 2人以上による訪問看護を行う場合(30分未満)	254	281	562	843
(30分以上)	402	445	889	1,333
長時間訪問看護加算(1時間30分以上)	300	332	663	995
ターミナルケア加算	<u>2,500</u>	<u>2,763</u>	<u>5,525</u>	<u>8,288</u>

\*1 概算とは、八王子市は地域加算11.05倍となるため小数点以下切り上げになり、そのためにおこる1円単位の誤差です。

\*2 緊急時訪問看護・特別管理等についての内容は、「重要事項説明書」にあります。

\*3 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。基本料金については、「重要事項説明書」にあります。

\*4 看護師の訪問の回数と理学療法士、作業療法士等による訪問の回数によっては所定単位数から減算される場合があります。

# 予防訪問看護契約書別紙 (2021年4月介護報酬改定に伴う利用料の変更)

1. 訪問看護・リハビリの予定

2024年6月1日 ~ 適用

< 訪問看護等の週間予定 >

訪問看護	回/週 ・ 隔週 ・	回/月
訪問リハビリ	回/週 ・ 隔週 ・	回/月

## 2. 利用料(概算)

利用項目	単位数 (単位)	自己負担分(円) 全て1回につき(概算) *1		
		1割	2割	3割
予防訪問看護 I 1(20分未満)	<u>303</u>	<u>335</u>	<u>670</u>	<u>1,005</u>
予防訪問看護 I 2/(30分未満)	<u>451</u>	<u>499</u>	<u>997</u>	<u>1,496</u>
予防訪問看護 I 3/(1時間未満)	<u>794</u>	<u>878</u>	<u>1,755</u>	<u>2,633</u>
予防訪問看護 I 4/(1時間半未満)	<u>1,090</u>	<u>1,205</u>	<u>2,409</u>	<u>3,614</u>
予防訪問看護 I 5/リハビリ20分×1回)	<u>284</u>	<u>314</u>	<u>628</u>	<u>942</u>
予防訪問看護 I 5/(リハビリ20分×2回)	<u>568</u>	<u>628</u>	<u>1,256</u>	<u>1,883</u>
サービス提供体制加算 I (支給限度額管理の対象外)	6/1回	7	14	20
緊急時訪問看護加算(支給限度額管理の対象外) *2	<u>600</u>	<u>663</u>	<u>1,326</u>	<u>1,989</u>
特別管理加算(支給限度額管理の対象外) *2 I)	500	553	1,105	1,658
II)	250	277	553	829
退院時共同指導加算	600	663	1,326	1,989
初回加算(退院日当日)	<u>350</u>	<u>387</u>	<u>774</u>	<u>1,161</u>
初回加算(退院日翌日以降)	300	332	663	995
看護・介護職員連携強化加算	250	277	553	829
看護体制強化加算(月額) I)	<u>550</u>	<u>608</u>	<u>1,216</u>	<u>1,824</u>
II)	<u>200</u>	<u>221</u>	<u>442</u>	<u>843</u>
口腔連携強化加算	<u>50</u>	<u>56</u>	<u>111</u>	<u>166</u>
複数名訪問看護加算(I) 2人以上による訪問看護を行う場合(30分未満)	254	281	562	843
(30分以上)	402	445	889	1,333
長時間訪問看護加算(1時間30分以上)	300	332	663	995
ターミナルケア加算	<u>2,500</u>	<u>2,763</u>	<u>5,525</u>	<u>8,288</u>

\*1 概算とは、八王子市は地域加算11.05倍となるため小数点以下切り上げになり、そのためにおこる1円単位の誤差です。

\*2 緊急時訪問看護・特別管理等については、「重要事項説明書」にあります。

\*3 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。基本料金については、「重要事項説明書」にあります。

\*4 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に理学療法士、作業療法士等による介護予防訪問看護を行った場合、所定単位数から1回につき5単位が減算されます。

○重要事項説明書:

訪問看護および介護予防訪問看護について、契約の重要な事項について説明を受けました。

○契約書別紙:

契約書別紙の説明を受け、了承しました。

○契約書の締結:

訪問看護および介護予防訪問看護の契約条件に従い締結します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係( )

契約日 年 月 日

事業者 城山みなみ訪問看護ステーション

指定番号 : 東京都 1362990010 号

東京都八王子市高尾町 1610

代表者氏名 菊池 朋美 印

説明者 \_\_\_\_\_ 印

以上契約を証するため本書二通を作成し、利用者・事業者が記名押印の上、一通ずつ保有するものとします。